

資 料

日本法とロシア法の比較法的研究

—現代における社会変動と法—

第6回早大比研・モスクワ大学法学部共同シンポジウム

直 川 誠 蔵

（プロジェクト代表）

本研究所とモスクワ大学法学部との第6回共同シンポジウム（＝一応の最終回）は、1997年12月4日および5日の両日にわたり早稲田大学において実施された。シンポジウムのテーマは、本稿の表題に示した通りであり、以下に示す順序で各報告者が個別の報告を行いそれに基づき討論が展開された。

第1日

I 〔社会保障法と制度改革〕

榎井常喜特任教授「日本における社会保障改革の動向」

E. E. マチューリスカヤ助教授「ロシア連邦における社会保障改革」

司会：島田陽一教授

II 〔地方自治〕

戸波江二教授「日本の地方自治のしくみと地方分権論」

司会：首藤重幸教授

第2日

III 〔ロシアをめぐる国際関係の変容と法学研究〕

大畑篤四郎教授「冷戦終結後の国際関係の変容とロシア」

M. N. マルチェンコ教授「現代ロシアにおける比較法学およびその発展の展望」

司会：早川弘道教授

IV [全 6 回のシンポジウムの総括]

直川誠蔵教授および M. N. マルチェンコ教授

司会：宮坂富之助教授

(都合により、来日は実現しなかったが M. K. トレウーシニコフ教授からは文書による報告テーゼ「民事訴訟法の諸原則」が届けられた。)

*

ある意味では当初の予想に反して、この共同シンポジウムは 6 回 (= 6 年間) も続いてしまった。というのは、初年度の 1992 年はあたかもソ連邦解体のすぐ翌年にあたり、ベレストロイカという「過渡期」を経てからのこととはいえ、かつての「社会主義」とは 180 度ベクトルを異にする市場経済への移行を目指すことになった新生ロシアの前途には見通しのきかない暗雲が立ち込めていることは誰の目にも明らかなことであったからである。この間、ロシアの側における政治的、経済的、社会的大混乱、我が国におけるバブルの崩壊等があったにもかかわらず今回にいたったのは、第一に、逆説的なことではあるが双方にとってのこのカオスの時代にあって、かえって相手の国が理論的研究にとっていっそう魅力あるものとしてあらわれたという事情があったことを指摘しておきたい。しかし第二に、それにもまして大きな要因であったのは、両大学の長い交流の歴史を背景にした、マルチェンコ教授によって代表されるモスクワ大学法学部側の熱意と誠意、それに中山教授をはじめとする歴代の比研所長のご理解および本プロジェクトの前代表宮坂教授のご努力、さらにはこのようなモスクワ大とのつながりの直接の機縁を作っていただいた西原元総長の暖かいまなざしがあったことである。この場をかりて関係者に深い敬意と感謝を捧げることをお許しいただきたい。

残された問題点は、言うまでもなく、少なくない。取り扱った法領域は全部で 11 におよんだ（その中で、憲法、環境法、民法に関する報告が比較的多かった）が、手続法領域にまではなかなか手が回りかね、また実体法においても商法、家族法その他の重要な法領域をカバーすることができなかった。比研の側にはロシア語の文献を直接に利用する研究者が複数いるにもかかわらず、相手方には日本語文献を駆使する専門家は現在までいなかったように思われる。これらのことはありうべき近い将来において、あるいは比較的長期にわたる粘り強い努力によって補われなければならないことであろう。

とはいえ、隔年に相手方に代表団を派遣する、また双方の報告をそれぞれの

機関誌に相手方の言語で掲載するなど互恵平等の方式を維持し得たことは、相互に人間として、研究者としての交流を暖めることができたこととあいまって、成果の一部と評価して差し支えないのではあるまいか。

以下に資料として、今回の第6回シンポジウムにおけるマルチェンコ教授、マチューリスカヤ助教授の報告、およびトレウーシニコフ教授の報告テーゼを収録する。われわれの側の報告は、その大部分が、現在モスクワ大学法学部において編纂中の『比較法学教程—各論篇』に、より整理されたかたちで含まれることになっているので、紙幅の関係もあり割愛した。関係者のご了承を得ることができれば幸いである。ロシア文、および英文の翻訳については比研助手ストイチェヴァーピストラさんおよび法研修生渋谷謙次郎君の熱心な協力を得た。しかし訳文についての最終的責任はすべて直川が負うべきものであることは言うまでもない。最後に、シンポジウムの会場において二つの異った法文化の間でのスムーズな対話を実現する上で大きな力になっていただいた通訳のK. セミョーノフ氏（モスクワ大学アジア・アフリカ研究所卒）にお礼を申しのべたい。

＊

付表・共同シンポジウムの記録

第1回 1992年10月（於モスクワ大学）

宮坂富之助教授「現代日本における産業政策、法制度および行政機関の機能」

直川誠蔵教授「現代日本におけるエコロジー法の若干の諸問題」

第2回 1993年12月（於早稲田大学）

M. N. マルチェンコ教授「ロシアの憲法的発展の現代的諸問題」

同 上 「ロシアにおける憲法的発展」

第3回 1994年10月（於モスクワ大学）

中山和久教授「日本の労働法の特徴と課題」

牛山積蔵教授「環境汚染による被害の救済制度の理論的諸問題と裁判の環境政策形成機能」

直川誠蔵教授…ロシア新民法典草案をめぐる法学部民法講座の検討会に参加

A. D. ザイキン教授「ロシア労働法の対象、方法および体系」

N. N. オソーキン教授「環境保護立法の裁判所による適用について—元ソ連最高裁判事としての体験を通じて—」

(文書による報告—V. V. ペトローフ教授「環境の有害な作用によって人の健康に加えられた損害の賠償の法的諸形態」)

第 4 回 1995年12月 (於早稲田大学)

篠塚昭次教授「土地の所有と利用—経済・社会転成の要因—」

田山輝明教授「所有権の私有化」

須藤重幸教授「日本における“法律の優位”の現代的問題」

N. N. オソーキン教授「計画＝規制経済から市場経済への過渡期におけるロシアの土地関係」

E. A. スハーノフ教授「現代ロシアにおける所有権」

M. N. マルチェンコ教授「法律の至高性と法治国家」

第 5 回 1996年10月 (於モスクワ大学)

大須賀明教授「現代自由主義憲法における国家関与の理論」

宮坂富之助教授「市場経済化政策と法制度—日本における規制緩和政策と法制度の動向—」

曾根威彦教授「市場経済における経済刑法の理論と現実—日本の場合—」

クズネツォーヴァ教授

コズローフ教授

グラズノーフ教授

ソビエト時代およびポストソビエト時代の ロシアにおける比較法の展開

M. N. マルチェンコ

1. ロシアにおける比較法には、一筋縄でいかないう大変矛盾に満ちた歴史がある。19世紀末から20世紀初頭に比較法はかなり活発に展開され始めていたが、1917年の十月革命直後から1920年代までにかけて、比較法は発展のテンポを緩めた。20年代には、個々の外国法の制度、特に民法や法律的テクニックに対する「好意的な」評価に出会うこともまだ可能であったが、それ以降はそうした評価は消滅している⁽¹⁾。

ソ連およびその構成部分であるソビエトロシアにおける比較法の展開の全史において、その展開過程に対してふたつの主たる立場、しかも相互連関的で相補的な状況が支配的であった。それは一面において、ソビエト国家によって遂行される政治と公式のイデオロギーに体现された、ソビエト国家にとっての根本的価値および利益と、ソビエト国家を包囲した資本主義諸国にとっての利益および価値とが両立不可能であったことである。比較法は、特にソビエト権力初期にあつては、ブルジョア法学の全体系の不可分の構成部分とみなされていたのである。このことによって、わが国では比較法に対する否定的な態度がすでに決定されていた。

他方、工業の面で高度に発展した資本主義諸国がソビエト国家に対して不寛容な、しばしば敵対的な態度を当初からとっていたことが関わってくる。ロシアに対する北大西洋諸国の軍事干渉や、内戦を勃発させた勢力に対する寛大な態度、大祖国戦争〔訳者注：第二次世界大戦のこと〕、そしてその後の「冷たい」戦争——これらすべてのことおよびその他の数多くのことは、それ自体として社会主義国ロシアに対する資本主義諸国の態度をまさに示していたのであ

(1) Тихомиров Ю. А. Курс сравнительного правоведения. М., 1966, с. 25.

り、比較法がロシアにおいて発展するための好適な状況を作り出すことに決してプラスにはならなかったし、また比較法の意味付けのための特別に理論的、実践的な必要性をよびおすこともなかったし、いわんやその適用の必要性など問題にもならなかった。外国の法制度、特に国家法、民法、商法、金融法その他の制度の研究と利用は、決して正規で体系的な性格を常に有していたのではなく、通常、経験的な次元においてのみ実施されていた。

この二つめの状況は、外国軍の干渉が失敗してすぐに、経済的に発達した西側諸国がソ連をめぐって国家不承認レジームを作り上げようとしたり、他のすべての世界からわが国を孤立させようとところみたり、また（例えばココムを通じて）わが国に技術的に高度な設備やその他の「禁止」品目の通商・供給にあらゆる種類のエンバルゴあるいは部分的制限の導入を試みたりすることによって強化された。

2. 西側諸国の側からのソ連邦に対するこの種の、およそ友好的でもなければ好意的ですらない行為と、それが原因でわが国でとられた厳格な「反帝国主義」政策とが結びついたことによって、ソビエトの法理論家および実務家たちはそれ相応の政治的、イデオロギー的な気分を抱くようになり、彼らと西側の同僚との間で接触をとることが妨げられ、わが国における比較法理念の発展の道程に越えがたい障害が設けられた。

過度に政治化されイデオロギー化されたわが国の法律学において、あれこれの原因により、ことにソビエト政権初期段階では外国の法律や比較法の発展の諸問題の検討に際しての注意が、比較法の問題や構造、基本的機能あるいは内容という学術的問題に払われていたというよりもむしろ、比較法の政治的、イデオロギー的役割に払われていた。

法律学の歴史の研究に際して、V. A. トゥマーノフは、初期ソビエトの法学者の著作ではブルジョア学説の批判が特別な注意をひかざるを得ないということを指摘した。このような批判は「社会主義法学の生成過程における構造的要因のひとつ」として現れる。生れて間もないソビエトの法律学のマルクス主義的諸概念および諸命題を作り出すことと、ブルジョアの観点を批判することとは「本質的に単一の学問的過程として現れていた」⁽²⁾。

批判—しかもたいがいの場合自国の利益の擁護の視点からのみあまねく基礎

(2) Туманов В. А. Из истории марксистской критики буржуазной правовой идеологии.- Советское государство и право, 1971-8, с. 115.

付けられ、正当化されうるような批判—は、例えば、単一の「世界国家」、「世界政府」、「世界連邦」、「世界法」などを創設する理論のような戦前、戦後における西側の相当に有名な諸理論に向けられていた。そうした諸理論が批判的分析にさらされていたのは、その政治的あるいは法的な根拠薄弱さゆえでも、ましてや比較法学への「帰属」ゆえでもなく、その理論の一定の目的指向性ゆえであり、ロシアおよびその他の一連の諸国の国益と必ずしも調和しない目標設定のゆえであった。

特に、国家主権を完全に否定、もしくは本質的にその価値を低下させるこれらの諸理論は、A. A. チツレおよびG. V. シュヴェーコフが指摘するように、小国の内政問題への「超大国」の干渉や、世界的な独占の膨張や侵略を正当化していた。また国家の独立および主権を目指す植民地諸国の闘争にも矛盾していた⁽³⁾。

3. 比較法およびそれに関連する理論の政治的、イデオロギー的立場からの検討はその後もわが国で続いた。その際に、特徴的だったのはS. L. ジーフスの研究である。そこでは「ブルジョア的比較主義（コンパラチヴィズム）」の「反動的」傾向が、反共主義および反ソビエト主義であるとして、比較主義を新植民地主義の目的に従属せしめようとする意図があるものとして、さらには「世界国家」、世界政府および世界法の観念に尾鰭をつけるものであるとして、厳しく批判されていた⁽⁴⁾。V. A. トゥマーノフ、A. A. ミーシン、L. S. ヤーヴィッチ、I. サボー（ハンガリー）、V. クナツ（チェコスロヴァキア）、S. ロズマリン（ポーランド）およびその他多くのわが国や他の社会主義国の学者の研究がきわだっていた⁽⁵⁾。これら一連の研究は外国語に翻訳され、自国のみならず他の諸国の法理論家や実務家をも対象としていた。そうした著作に属するのは、I. サボーとZ. ペテリの編集の下で英語で出版された『比較法への社会主義的アプローチ』⁽⁶⁾、ロシア語で出版された現代ブルジョア法批判である

(3) Тиедле А. А, Швеков Г. В. Сравнительный метод в юридических дисциплинах. М., 1973 с. 44.

(4) Зивс С. О. О методе сравнительного исследования в науке о государстве и праве— Советское государство и право. 1964-3, с. 34-36.

(5) См. об этом подробнее: Саидов А. Х. Введение в сравнительное правоведение. М., 1988, с. 14-17.

(6) Szabo I, Peteri Z. (eds.) . A Socialist Approach to Comparative Law. Budapest, 1977.

I. サボーのモノグラフ『比較法学』⁽⁷⁾や、ロシア語による論文集『比較法学』⁽⁸⁾に掲載されたブルガリアの学者である Zh. スターレフやハンガリーの Z. ペテリおよび他の著者の論文である。

それらの研究においては、西側の政治的および法的理論、すなわち「資本主義的比較学」の批判と並んで、検討されている諸問題に対する固有のビジョンも開拓されていた。特に注意が払われていたのが、比較法の地位の定義や、他の社会科学の中で比較法学がしめる位置と役割、「社会主義比較法学」および社会主義法系の特殊性の発現である。

比較法学という場合それは、「主として」法の研究および法の実践の中で比較方法論を適用したり、また「ソ連および外国の国家および法の比較研究」を行うことであると理解しながら、比較法の諸問題に取り組むソ連や外国の多くの学者が特に強調したことは、ソ連およびその他の社会主義諸国における比較法が「ブルジョア的比較学とは違った独特な途に沿って展開してきた」ということであった⁽⁹⁾。

4. とりわけソビエト比較法学の展開の歴史は、戦前（1917年から第二次世界大戦の始まりまで）と戦後という2つの基本的段階が分けられていた。わが国の若干の著者は最近、「ベレストロイカ」の開始からソ連の崩壊までに生じた巨大な変化を考慮しながら、80年代半ばあるいは80年代末から現在までにいたるわが国における比較法学の展開過程を、独立の（第三の）段階に分け始めた。

第一段階：A. A. チツレや G. V. シュヴェーコフが指摘していたように、この段階において特徴的なのは敵対的な資本主義の包囲の下にソ連が唯一の社会主義国として存在していたことである。西側世界はソビエト権力に反対して軍事干渉を組織したが、干渉が失敗したとき、包囲網を敷いた。ようやく戦争直前になってソ連の孤立と包囲網がきっぱりと打ち切られるのである。

そうした社会的・経済的および政治的状况は、上記の著者達が正しく考察しているように、「ツァーリロシアの法の研究を含めつつ、外国法やブルジョア法一般を集約的に研究する」必要性をむしろ、呼び起こさなかった。しかし、それにも関わらずそうした研究もなされていた⁽¹⁰⁾。その時代の世に出たモノ

(7) Сабо И. Сравнительное правоведение. М., 1969.

(8) Сравнительное правоведение. М., 1978.

(9) Тилле А. А., Швеков Г. В. Сравнительный метод в юридических науках, с. 49.

グラフや冊子，教科書や論文のかたちをとった学術出版がそのような研究の証左となっている。

比較法学の諸問題に触れた相当に多くの研究の中で特に際立っているのは，M. M. アガルコフ，I. B. ノビツキー，P. I. ストゥーチカ，E. G. パシュカーニス，A. P. トライニンおよび他の多くのソビエトの学者，理論家および実務家である。

第二段階：ソ連およびソビエトロシアにおける比較法の展開は，大祖国戦争におけるソ連の勝利と世界的な社会主義システムの形成と結びついている。大祖国戦争が終わってまもなく西側諸国が打ってきた「サーブ」（アメリカのフルトンにおけるチャーチルの演説）によって，ソ連にとって少なくともつらく，破滅的な「冷戦」が始まったにもかかわらず，それでもわが国の世界における地位，従ってまたわが国に対する各国の態度は根本的に変わった。

いまや，いかなる願望あるいは単なる政治的むら気があろうとも，封鎖網を設けることはできなかつた，すべての文明的ヨーロッパおよび全世界をファシズムから救った国，勝利者の国を承認しないわけにはいかなかった。軍事的に強力で，国際面において政治的活気があり，素養があり，戦前から戦後にかけて急テンポで工業発展した国とは単に共存だけでなく，関係を発展させ，交易をしていく必要性があった。

さらにファシズムから解放された東欧諸国や，当のソ連における新しい国家と法の建設は，世界中で活発で，本当の興味を引き起こし，外国法と比較しながらソビエト法を研究しようとする意欲を起こさせた。比較法の分野で，ひとつの法的な系〔セミヤ，family〕としての社会主義法のいかなるものであれ独自性および独立性を否定していた西側の専門家の以前の極端な見解は，徐々に変化し，社会主義法系の承認によって変わっていった。

5. 第二次世界大戦中のソ連と西側連合国との間に形成された好条件や，1945年の国際連合の創設は，ある程度，以上のような過程やすべての比較法の発展の過程をも助長するものであった。1949年にはユネスコの後援の下に比較法国際委員会が創設されたが，その任務とされていたのは，様々な諸国における比較法研究の実施の努力の奨励や諸国の比較法学者の接近と協力のための条

(10) См.: Телле А. А., Швеков И. В. Указ. Соч., с. 49-50, Дурденевский В. Н. Иностранное конституционное право. Л., 1924. Гойхбарг А. Г. Сравнительное семейное право. М., 1927.

件を作ることであった。後にこの委員会は、法律学国際協会に改組され、ソ連およびその他の社会主義諸国も加盟した。

1960年には比較法国際協会が設立され、ソビエトの法律家およびその他の社会主義諸国の法律家もメンバーとなった。西側諸国からの同僚との意見交換や議論をともなった国際会議、協議会およびシンポジウムの活動にソビエトの法律家が参加したことによって西側諸国の同僚との相互理解の改善がうながされ、またわが国における比較法研究が促進されたことは疑いがなく。

ソビエトの学者の主たる関心は以前のとおり、比較法の政治的・イデオロギー的諸問題であり続けていた。同時に比較法学の分野での専門的、学術的論争が徐々に、特に1960年代から80年代にかけてますます最前線に位置を占めるようになっていった。

6. 学術的討論および研究の過程で、比較法の社会的・法的性質、その目的と機能、比較法学の方法論に、ますます注意が払われていった。ソ連およびその他の社会主義国からの法学者をますます引き付けた問題類型とは、比較法学が法理論および法社会学と接近しつつあるのかということや、あるいはまた比較法学が法律学における自立的領域としての意義を獲得しているのかということ、比較法学の認識的可能性はいかなるものかということ、比較法学は共通なものおよび比較可能なものを見出すという方向性を有しているのか、それとも法の多様性や特殊性、比較不可能性の発見を目指しているのかということ、比較方法論を法のミクロな水準に適用するのか、それとも法のマクロな比較に適用するのか、というようなことである⁽¹¹⁾。

比較法理論および比較法方法論の吟味は、A. Kh. サイードフが正しく指摘したように、わが国の法学文献ではすでに1960年代に活発に始まっていて、それ以降も「より広範な問題——弁証法的唯物論のアプローチを基礎として、ソビエト法学によって適用される方法体系という軌道にそってあゆみつつあった」のである。そうした道程によって、一般に比較法学そのものと、特殊に比較法方法論とを特徴付ける重要かつ実り多い命題が形成された⁽¹²⁾。わが国の比較法の展開の第二段階であるまさにこの時期において、比較法の問題点に関するおそらく最初の学位論文が公開審査を通り⁽¹³⁾、西側諸国の最も有名な比

(11) Тихомиров Ю. А. Указ. Соч., с. 26.

(12) Саидов А. Х. Введение в сравнительное правоведение. с. 14-15.

(13) См. Напр., Краснянский В. Э. Метод сравнительного правоведения в советской

較学者の学術研究が初めてロシア語に翻訳され⁽¹⁴⁾、ソビエト権力始まって以来、比較法学に関する最も奥深い、学術的な業績が著された⁽¹⁵⁾。比較法および外国法の諸問題に関する法学部の教科書や参考書には個別の章が現れた。法学雑誌（『ソビエト国家と法』『法学』『ソビエト司法』等）および比較法と外国法に関する年報には広範な分析資料や論文が掲載された⁽¹⁶⁾。

わが国で形成されていた法学派の伝統は、文献の中に正しく指摘されている通り、わが国における比較法の一般理論の発展にとってのみならず、個別の法および立法分野の枠内での実用的な比較分析にとっても、好都合な土壌を作り出していた。民法において、これらの可能性はより広範に利用されえたが、同時に一連の公法の分野においては、それらが明らかに政治化されているがゆえに、はるかに複雑かつ困難であった。しかし部門別法学においても比較法に関連する若干の一般の問題が議論されていた。すなわち比較法学の対象についての問題、比較法学の内容と意義についての問題、比較法学の適用のスペクトルに関する問題である⁽¹⁷⁾。これに関しては、（ソ連を構成したいた）連邦構成共和国の立法の比較分析の有益な試みが注目に値する。旧連邦構成共和国は、独立国家となった後にも、以前の経験を広範に利用している。一般的性格をもった研究によって、立法の発展やそうした方向に沿った比較法研究の実施が促進されてきたのである。

7. わが国における比較法学の展開の第三段階は、1985年における「ペレス

юридической науке, Автореф. канд. дисс. М., 1971; Алеш Г. Право и система методов его исследования. Автореф. канд. дисс. Л., 1980.

(14) См.: Давид Р. Основные правовые системы современности (сравнительное право) М., 1967; Давид Р. Основные правовые системы современности. М., 1988.

(15) См.: Казмирчук В. П. Право и методы его изучения, М., 1965; Тилле А. А., Швеков Г. В. Сравнительный метод в юридических дисциплинах. М., 1973; Тилле А. А. Социалистическое сравнительное правоведение. 1975; Сравнительное правоведение. Отв. Ред. Туманов В. А. М., 1978.; и др.

(16) См.: Махненко А. Х. О методе сравнительного правоведения в исследовании государственного права зарубежных социалистических стран-Правоведение, 1967-1; Файзиев М. М. Использование классиками марксизма-ленинизма сравнительного метода при исследовании государственно-правовых явлений-Советское государство и право, 1973-8; Туманов В. А. О развитии сравнительного правоведения-Советское государство и право, 1982-11; и др.

(17) Тихомиров Ю. А. Указ. Соч., с. 27.

トロイカ」の開始とその後のすべての改革および再編成と結びついている。この段階に特徴的であるのは、ソ連が人類の発展の全歴史の中で最も流血に満ちた大祖国戦争に勝利した後の時期に、一連の客観的要因（主に経済的要因）および主観的要因（わが国の新しい「変革者達」の無能や腐敗、金権体質と主に結びついている）に起因して、西側諸国から我々に押しつけられた「冷たい」戦争に不名誉ながら敗北したことである。

80年代後半の世界の政治地図の変化は、Yu. A. チホミーロフが確認したところによると、比較法学における変化を引き起こしたのである。ポスト社会主義諸国が外国と政治的、経済的に接近したことは、法システムの公開性と広範な相互影響に対して強力な刺激を与えた。本当のことをいえばそうした接近は、相互的なものにはならなかった。というのも、ポストソビエトロシアにおいて「西欧法のモデル」を、手本となる、申し分のない、普遍的なものとしてみなすことが、常に正当化されたわけではなかったからである。一般的法理念や、比較法および法治国家の概念の普及は、「法律的構成や法的解決の模倣および機能的な借用」⁽¹⁸⁾を以前から随伴させていたし現在もそうなのである。

さらに、著者が指摘していることもあながち根拠がないわけではないが、現在のロシアの法律家の多くには比較対照の正確さや、ありうべき「借用」の評価の正確さが必ずしも十分ではない。受身の情報は時折、真の分析能力をおさえてしまう。一般的な社会的・国家的コンテクストや全体としての法システムを抜きにした個々の比較が行われている⁽¹⁹⁾。

8. 以上のことにさらに付け加えておくべきことというのは、現在、ロシアの比較法学の分野において、戦前や第二次世界大戦終結直後にあったような独特的な状況が残っており、あるいはより正確に言えば再現され続けていることである。というのは、実践面で比較法は、非常にプラグマティックな理由で（ロシアと他の諸国との間の貿易の拡大、外国からの投資や融資の広範な利用など）集中的に研究されているのみならず、ますます広範に適用されつつある。ところが比較法学の分野における理論面ではますます深刻化しつつある落込み、不振状態がみてとれる。

しかしだからといって、現在、比較法学研究の領域でいかなる理論的検討もなされていないということではないし、専門的なモノグラフや教科書、参考

(18) Там же, с. 27-28.

(19) Там же.

書，論文が出版されていないということでもない。

ここ数年の間，比較法学に関して出版された内容に富んだ著作としては以下のものがある：F. M. レシェートニコフ『世界の法システム』（モスクワ1993年），A. Kh. サイドフ『比較法学入門』（モスクワ1988年），Yu. A. チホミーロフ『比較法学教程』（モスクワ1996年），A. Kh. サイドフ『比較法学と世界の法的地理』（モスクワ1993年）その他。ロシア語での R. ダヴィッド『現代の主要法システム』が再刊されたのと並んで，K. ツヴァイゲルトと H. ケッツの『私法の領域における比較法学入門』（第1巻，モスクワ1995年）がロシア語に翻訳され，刊行された。

9. しかしながら問題は，比較法学の諸問題に関してここ数年執筆されたり出版されたりした本や論文の数にあるのではなく，それらの方向性と質にある。若干の例外を除くと，何よりも教科書や参考書は，西側で形成された比較法のステレオタイプを機械的になぞっており，そうでないとしてもことさら実用的で経験的＝プラグマティックな性質を帯びている。後者は特に，個々の法と制度の領域のレベルでなされる比較法の研究について言える。

むろん，そうした類の，広範な経験的比較法的素材を自らのうちに蓄積した労作は，立法のさらなる発展や改良，法の創造や法の適用の実践にとって重要な意義を有する。しかしながら，わが国における比較法学の展開の面でそれらの役割は過大評価されてはならない。それらは，理論と実践の面で有意義なこの研究および教育の分野〔比較法学を指す―訳者〕の，現代ロシアにおける生成と発展の道程の第一歩に過ぎないのである。

〔渋谷謙次郎訳，原文ロシア語〕

ロシア連邦における社会保障改革

E. E. マチューリスカヤ

現在、ロシアにおける国家の社会保障制度は改革中である。新たな社会経済・政治状況においては、従来の原則に基づいた社会保障制度は時代遅れのものとなった。人口構成に関わる状態も非常に好ましくない。すなわち、ロシアの人口は1億4800万人で、そのうち3600万人が年金受領者である。すなわち、負担者と受給者の比率は1.4対1である。

民営化および市場経済は新しい社会問題をもたらした。すなわち、それは失業と貧困である。失業者の数は690万人に達し、労働人口の9.5%を占めている（これはILOの方式に従った計算である）。最低生活水準は地方によって大きな違いがみられるが、1997年7月には3110万人（これは全人口の21%にあたるが）の所得額が、最低生活水準を下回った。極北にあるヤクーツク（Yakutsk）とマガダン（Magadan）が物価の一番高い都市で、ウリヤーノフスク（Ulyanovsk）とベルゴロド（Belgorod）が物価の一番低い都市である。国会によって制定された最低賃金は公的生活水準（すなわち、25種類の基本生活食品のパッケージの値段）をはるかに下回っている。1996年12月に平均年金額の実勢購買力は、1992年の価格自由化以前のそれと比べれば、2.5分の1に低下した〔すなわち、5分の2となったわけである〕。

そのような状況においては、社会改革の必要性が第一位に出てきた。社会改革のための法的基盤は、私的所有および新政治体制を定めた1993年ロシア連邦憲法の中にある。人権および個人的自由が国家により認められ、保護されている。憲法第7条は次のように定める。〔第1項〕「ロシア連邦は、社会国家であり、その政策により、人の尊厳ある生存および自由な発達を保障する条件の整備をめざす。

〔第2項〕ロシア連邦においては、人々の労働および健康が保護され、保障された最低賃金の基準が定められ、家族、母性、父性および児童、障害者および高齢者に対する国家的援助が保障され、社会的サービスの制度が発展せしめられ、国家的年金、手当およびその他の社会的保護の保障が定められる」。

憲法第39条では認められた全ての「社会的危険（リスク）」〔生活危険〕が示されている。すなわち、

〔第1項〕「各人は、老齢、疾病、障害または扶養者の喪失の場合および児童の養育のために、ならびに法律に定めるその他の場合に、社会保障を受けることができる。

〔第2項〕国家的年金および社会的手当は、法律によって定められる。

〔第3項〕任意的な社会保険、追加的な社会保障形態の創設および慈善事業は、これを奨励する」。

もし社会国家の定義の中軸は〔ヨーロッパ〕連合の基本的人権宣言のいうそれであるとしたら、各人は人間の尊厳に相応した基本的需要を満たすのに十分な最低所得を受ける権利を有するわけである。他方、その定住者に最低所得を受ける権利を与える国は、〔EU〕加盟国のうち8ヶ国にすぎない。その権利は、残りの8ヶ国においては、国家レベルでは存在していない〔認められていない〕（イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、その他）。

実際、この点については1993年ロシア憲法第7条には何の記述もない。つまり、この憲法は、事実上、国際的基準の意味での社会的保護への権利を含んでいない。

「社会国家」の概念を憲法に取り入れることによって、立法者は国家の社会的指向性を強調しようと努力するのみにとどまったのであった。社会国家の理念は、日常の現実からむしろかけ離れているロシアの社会的政策の発展への一般的な方針を反映するものなのである。

市場経済それ自体はいかなる社会的保護手段をも発生させないことは周知の通りである。したがって、「社会国家」の主要な機能の1つは、合理的な課題、国家予算、社会投資等によって再分配過程を規制（調整）するということにある。国家社会保障制度も同様に再分配の手段の1つである。マクロ経済的な観点からみると、それは認められた「社会的危険（リスク）」の発生に直面した人々のための分配機構の中心部である。しかしながら、この場合における一番重要な問題は、「公正な分配」という概念に関わっている。

「公正な分配」という概念を定義するときには、ロシアの経済状況だけでは

なく、その特殊性、その歴史、文化、伝統、国民の意識等をも考慮しなければならない。70年間続いたソビエト時代およびそのイデオロギーの結果を無視することはできない。社会保障に関する一番よい西欧モデルのどれも〔ロシアに〕相応しいとは思わない。〔比喩的にいえば〕それは違う土壌に育つことのできない花のようなものである。

しかし、長期的な進化過程〔成熟〕のためには時間が不足している。右派の政治家達は、市場経済においては個人は所得額を最大にするためにその労働能力をどのように用いるかということだけでなく、その労働能力を害する偶発事件、特に病気、障害、失業、また高齢等に対処するための方策をも自主的に決めなければならない、と主張している。彼らは、市場秩序への国家の干渉および高額な社会支出に反対する伝統的な論拠を唱道している。すなわち、〔彼らが批判するのは、〕労働力の流動に対する障害、労働意欲の低下およびそれがもたらす生産効率の低下、投資（に使える金額）の減少、個人生活保護に関して自分で責任を取る代わりに個人が国家へ受動的に依存することの奨励、言い換えれば、「依存の文化」である。彼らは、これらの点は経済効率性を低下させ、個人的自由を妨げるとして、分配関係への国家のいかなる干渉にも反対している。

自由主義の考え方に立っている者は、各人が少なくとも最低限度の生活水準を享受し得ることを確保することによって、国家は市場経済がもたらす正当化できない〔不当な〕不平等をある程度矯正しなければならないという見解に賛成している。

「社会保障〔制度〕」は、複雑〔複合的な〕現象である。それは経済的、社会的、法的等の異なる観点から検討することが可能である。したがって、その概念の定義は、研究者の立場によって大きく左右されるわけである。

社会保障法は、法律に列挙された場合において給付（現金または現物で）を受ける資格のある個人と、その給付および支払に責任を負う国家機関との間の関係を規制する法規範の複合体〔総体〕である。その主要な特色は、全ての要件が満たされるならば、国家機関は常に「義務を負う側〔債務者〕」であるのに対して、個人は「権原を有する側〔債権者〕」であるということにある。

社会保障法の対象は、現金での給付金、社会的サービスおよび税金の免除という国家制度である。任意的な社会保険、社会保障への追加的形態および慈善事業は、民法で定められている。

社会保障法は、公法の一部である。最近、若干の私法の要素がそれに入り込むようになり始めた。私が意味するのは、契約に基づく自由医療サービスおよびいくつかのその他の社会サービスである。

ロシアの全人口は、強制的な医療保険の対象となっている。病気の場合に、個人がこのような強制的な契約の下で無料の医療サービスを受けるのである。この契約の全ての条件は政府によって定められている。その契約は付録として無料の医療サービスに関する連邦の（または地方の）一覧表を含んでいる。その一覧表に含まれていないサービスは、市場で購入しなければならない。

強制的な医療保険に関する契約は、いくつかの点で民法上の私的な契約と異なっている。その契約の全ての条件、すなわち、その当事者、価格、サービスの一覧表〔内容〕は、法律によって定められている。したがって、民法のいう契約自由は存在しない。

これは非常に重要なことである。なぜかという、ソビエト時代には社会保障の分野において契約は決して使われたことがなく、年金または給付の受取人は訴訟を提起することができなかったからである。

社会保障〔制度〕の改革は、年金制度の改革から始まった。90年代の立法は、社会保障制度を国家予算の財源から切り離すために、社会保障制度に資金を供給するための新しい方法を制定した。負担金の積み立ておよび年金・給付の資金供給のために、国家予算から切り離された社会保険基金が設けられたのである。このような基金としては4つのもの（ロシア連邦年金基金、国家雇用基金、ロシア連邦社会保険基金、連邦医療保険基金）がある。各基金は89のロシア連邦の構成主体において事務局をもっている。

それら基金の財源は、雇用者の負担金および国家からの補助金である。被雇用者はロシア連邦年金基金に対してのみ強制的社会保険の負担金を支払う。その負担金額は政府によって定められる。

財政制度は自転車操業の状況（pay-as-you-go principle）を呈している。すなわち、現在の負担金は今日の年金を支払うために右から左に使われるという状況である。

1990年国家年金法は、年金保険の構築に積極的な役割を果たしたが、現在、年金制度は再び激しい危機に陥っている。現在の年金制度のいくつかの欠点を指摘することが可能である。

1) まず、第1は、ロシア連邦年金基金への負担金の高いレベルに比べれ

ば、年金が低いレベルにあるということである。1994年において平均年金は、平均賃金〔額〕の35%を越すことはなかった。

2) 第2は、従来の賃金額と現在受け取る年金額との関係が薄いということである。労働継続期間中に平均賃金の55%—65%以上(を占める額)を獲得していた被雇用者の全員は、事実上最高限の年金を受け取っている。

3) 第3は、国家の定める最低年金と年金受領者の最低限度生活水準との間において前者の後者に対する比率は低下する一方である。例えば、1992年に平均の国家最低年金は年金受領者の最低限度生活水準費の84.6%であったが、1993年には78.5%、1994年にはわずか66.6%にすぎない。

4) 定期的な(3ヶ月に1回)補償金を与えることによって年金額を増加する試みは、期待した結果をもたらさなかった。

このような次第で、年金保険を引き上げるという傾向が現在発展しつつある。

現在、年金〔制度〕改革のための様々なプロジェクトが審議されている。新しい年金制度は3層からなる制度として構成されるであろう。

第1番のプロジェクトによると、年金制度の第1層は基礎年金から成り立つであろう。労働期間の長短、負担金の支払およびその他の条件のいかにかわらず、ロシア連邦のどの市民も、障害、老齢、扶養者の死亡の場合には、基礎年金をもらう権原を有する。その金額は、最低限度生活水準に応じて定められる。

労働年金は、年金制度の主要な第2層を構成する。その権利を付与されるための条件は、保険継続期間に対応する。年金保険は労働人口の全てのグループ、特に賃金労働者、自営業者またはそのカテゴリーのサブグループにも及ぶ。もちろん、予算から負担金がカバーされるケースもありうる。例えば、義務兵役期間は〔公費による〕負担金支払い期間として算定しなければならない。

年金を受ける権利は2つの条件に左右される。第1の条件は、年金のつく年齢になることおよび退職である。仕事をし続ける者は、年金の全額を受領することができない。第2の条件は、負担金の支払期間である。年金を目的とする最低保険期間としては、負担金の支払期間が1年を下回ってはいけない。

したがって、労働年金の最終的金額は、保険継続期間および平均所得額(賃金、給料・収入)に対応する。

第2のプロジェクトによれば、基礎年金は、家計調査を実施した後で、最低

限度生活水準（費）より低い所得のある者だけに与えられる。

第2層は、「拠出金（money purchase）」から成る年金である。強制的年金保険が及ぶ全ての人々は、個人年金口座を持たなければならない。義務づけられた負担金はその口座に積み立てられなければならないのである。この方式は何らかの特定金額の年金を保証することを要求されてはいないのである。年金の最終的金額は、積み立てられた年金に左右されるわけである。

両方のプロジェクトに共通して、年金制度の第3層は、非国家的追加的年金方式から成る。このような方式は、企業、生産業〔事業部門〕、地域〔地方〕のレベルで、もしくは私的保険会社または私的年金基金との契約にもとづく個人的基盤の上に、設けられる。追加的年金方式は、法的要件に従い、国家年金制度と調整されなければならない。

年金改革についての両方の観念とも、ポスト・ソビエト国家の社会政策への一般的なアプローチを反映している。それは国家は最低限度生活〔費〕を与えるだけの責任しか負わない。そのレベルを上回る収入は個人的なイニシアチブの問題である。

〔ストイチェヴァ ビストラ訳，原文英語〕

民事訴訟法の諸原則 (報告テーゼ)

M. K. トレウーシニコフ

1. 「原則」という概念は、ラテン語に由来し、ロシア語への翻訳では何らかの制度の基盤、その「根源」を意味している。民事訴訟法の諸原則は、民事訴訟法典のみならず、その他の諸法律——ロシア連邦憲法をはじめとして民法、家族法、労働法等々さまざまな法分野の諸法律——にも含まれる、諸規範の体系全体の基本的な法的基盤をなすものである。これらの諸原則は、民事事件に関する裁判の手続を規制するすべての規範を統一的な体系にまとめあげている。
2. 法学においては周知のことであるが、成文法国の法律家と不文法国の法律家とは法一般の、および特殊に民事訴訟法上の「原則」というカテゴリーにたいする見解を異にしている。法学者たちはこの現象〔ここでいう「原則」のこと—訳者〕にたいして、そのようなカテゴリーを否定するものからその実務上の有益性を承認するものにまでいたる、実に多様な解釈を下している。
3. ロシアの法学説においては、民事訴訟法の諸原則に伝統的に重大な関心が払われている。弁護士、裁判官、法律事務所代表者などの法律実務家たちは、訴訟手続的諸関係の法的規制に欠缺が見出される時、もしくは手続諸規範が内部矛盾を含む時、法適用の実践にあたっては民事訴訟法の諸原則を頼みとする。これらの場合においてこういった諸原則は一般的性格の規範として頼りになるのである。民事訴訟法の理論家たちは、新法案の作成に際して諸原則を基本的な法律命題としてその拠り所とする。現在、より正確には1993—1997年の時期において新ロシア民事訴訟法典の草案が作成されつつある。この法律案作成事業とのかかわりで民事訴訟法の諸原則に

関する学説、それぞれの原則の内容が新たに注目を浴びつつある。

4. 民事訴訟法の諸原則の構成および各原則の内容は、法分野としての民事訴訟法の法的規制の対象を明確に定義する場合にのみ明らかにすることができる。現在、ロシアの裁判制度はロシア連邦の連邦レベルの諸裁判所ならびにロシア連邦諸主体レベルの諸憲法（憲章）裁判所および治安判事から成り立っている。連邦レベルの（全国家レベルの）裁判所には、ロシア連邦憲法裁判所、諸通常裁判所および諸仲裁裁判所がある。ロシア連邦憲法裁判所は、憲法訴訟手続を通じて司法権を自主的及び独立に実現する憲法監督の裁判機関である（1994年「ロシア連邦憲法裁判所に関する連邦憲法的法律」第1条）。憲法訴訟は、この種の裁判活動の独自の原則に基づいて特別な形で行われる。
5. 通常裁判所は、通例、市民の参加する事件を審理するのに対して、ロシアの仲裁裁判所は専門化された裁判所であって、団体および企業家である市民の参加する経済的紛争を解決する。民事訴訟は、通常裁判所の活動形態である。これに対して仲裁裁判所の活動形態は、仲裁訴訟である。通常裁判所の活動の法的規制の基本的法源は民事訴訟法典である（現在、効力を有しているのは、改訂・増補の加えられた1964年のロシアソビエト連邦社会主義共和国民事訴訟法典である）。仲裁訴訟は、独立の法律である1995年のロシア連邦仲裁訴訟法典によって規制されている。しかしながら訴訟諸原則の分析を通じてみると、これら両方の訴訟形態は統一したものとみなすことができる。
6. 民事訴訟の諸原則を検討してみると、民事訴訟形態と仲裁訴訟形態の間には多くの共通点および共通原則があることがわかる。訴訟の2つの形態の間には相違点よりも共通点のほうが多い。ことに、すべての裁判所の裁判官は身分が同一であること、裁判官はその任期の制限なしで任命されること、裁判所のいかに問わず裁判を行う際には裁判官の独立性の原則が働くことがそうである。民事訴訟においても仲裁訴訟においても、当事者はその訴訟上の権利において平等である。重要な点は、民事裁判にも仲裁裁判にも、処分権主義〔диспозитивность〕および弁論主義〔состязательность〕の原則が適用されることである。
7. 2つの下位裁判システムの存在は訴訟原則の相違によってではなく、実際の考慮によって説明される。ロシアにおける市場関係への移行の条件の下において、その経済的諸条件は裁判官に対する特別の教育、その専門

化, また彼らが多様な経済的諸契約, 税法, 関税法, 金融法, すなわち企業活動を規定する法を全面的に研究することを求めている。

8. ロシア経済における市場関係への移行の現代的条件の下で, 法律学者は裁判官の独立性, 弁論主義および処分権主義といった諸原則に周到な注意を払っている。裁判官の独立性とその保障はあらゆる国の法律家たちの関心をひいている。裁判 [суд] の独立性の保障は政治的, 経済的および法的性格をもっている。1993—1997年のあいだにロシアでは裁判官の任命手続きおよび彼らによる裁判権限の執行期間が変更され, 裁判官が政党および政治運動に加入したり, 学術=教授職を除きその他の種類の活動に従事したりしてはならないこととなった。
9. 民事訴訟の弁論主義の問題には何世紀にもわたる歴史がある。昔から, 法律家たちは事件に関する立証および事実の確定において, 当事者と裁判所の訴訟上の活動の調和を見出すべく努力してきた。所有, 自由, 意思の自治等々についてのひとつのものの考え方は, 民事訴訟の弁論主義的諸原理を内包する諸規範の内容に直接的な影響を及ぼすものである。ロシアの民事訴訟において弁論主義は別の原則, すなわち客観的真實主義によってある程度まで緩められていた。客観的真實主義に従い, 裁判所は民事事件の審理および判決にあたり, 提示された説明に限定されることなく, 事案の実際の事情, 当事者の権利・義務の全面的, 完全かつ客観的な把握 [原文 выполнение—訳者] のために, 法律で定められたあらゆる手段をとらなければならないという義務を負っていたのであった。所有のすべての形態の平等とその同一の保護が宣言されている現在において, 自らの法律的に意味のある行為, 事実の正確な確定 [原文 запрещение—訳者] と証拠の収集に関する, 民事取引当事者ひとりひとりの責任は非常に重いものとなった。問題のポイントは, 弁論主義的訴訟において積極的結果を達成する責任はほかならぬ当事者に転嫁されるということなのである。裁判所は当事者に対して証拠の収集を援助することがある。しかしそれは, 当事者からの申請があるとき, および当事者自身が自らのために証拠を収集することができないときに限られる。たとえば, 裁判所が自らのイニシアチヴによって鑑定を命ずることができる。弁論主義の役割に関する新しい観点の反映として, ロシアの民事訴訟法に裁判上の命令や欠席審理手続きに関する規定, および上級裁判所に証拠を提出し, その新たな証拠に基づいて上級裁判所が事件を本質的に解決しうる可能性を認める規定が導入された。

10. 1997年10月27日に「1964年ロシアソビエト連邦社会主義共和国民事訴訟法典の改正および追加に関するロシア連邦法律」によって、処分権主義の原則にも触れる原理的な性格を持った新规定が導入された。民事訴訟の処分権主義とは、利害関係人がその有する実体的（主観的）権利及び訴訟上の権利ならびに保護手段を「自らの意思で」処分することのできる自由をいう。これは、利害関係人のみが訴えを提起する権利、訴えの対象および訴えの根拠を確定する権利を有することを意味している。民事（仲裁）訴訟の処分権主義原則は、それに関する考え方が不変ではなく、時代に応じて変化していく「自由」というカテゴリーを通じて定まるのである。処分権主義という訴訟原則は、実体法（規制的法律）の分野にある。この分野においてもロシアでは根本的な変更が行われ、民法〔財産法〕上、家族法上、労働法上およびその他の法的関係の主体がその有する権利を処分する自由を拡大する方向での改正が行われた。家族関係においてすら、当事者の関係を規定する手段として契約が重要な役割を果たすことが、1996年3月1日に発効した新ロシア連邦家族法典に反映されている。現在、ロシアの民事訴訟法の発展の一般的傾向は、裁判が当事者の意思表示と関連する傾向が認められるということにある。しかし、この現象は絶対的なものではなく、個々の場合において法律（適法性）の利益のために裁判所はその意思表示において自由である。たとえば、所与の行為によって他人の権利が侵害されるならば、裁判所は当事者の和解合意の確認を拒否することができる。

〔ストイチェヴァ ピストラ訳、原文ロシア語〕